

横浜市食の3Rきら星活動賞表彰要綱

制 定 平成29年9月15日 資一第 397号(局長決裁)
最近改正 令和 5年3月31日 資一第 1242号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、食品廃棄物の発生抑制、再生利用及び啓発等、他の模範となる取組を行い、顕著な功績を挙げている事業者又は事業者団体（以下「事業者等」という。）を表彰し、その取組を広く紹介することにより、食品廃棄物のより一層の削減を図ることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰は、横浜市内を主たる活動の場として、次の各号のいずれかに該当し、前条の目的により表彰するにふさわしいと認められる事業者等に対して行う。ただし、過去に表彰を受けたものは除く。

- (1) 自らの事業活動によって生ずる食品廃棄物を独自の方法などで発生抑制を行っているもの。
- (2) 自らの事業活動によって生じた食品廃棄物を飼料や堆肥として再生利用する取組を行っているもの。または、食品廃棄物の再生利用に顕著な功績を挙げ、他の模範となるもの。
- (3) 食品ロスの削減に向けた普及活動を行っているもの。
- (4) 上記各号に準ずる先進的で他の模範となる取組を行っているもの。

(被表彰者の選考)

第3条 被表彰者は、事業系廃棄物対策課担当課長が推薦した者から、第4条に定める横浜市食の3Rきら星活動賞表彰選考委員会（以下「委員会」という。）にて選考する。

2 被表彰者の選考に当たり、事業系廃棄物対策課担当課長はその候補者となる者について、あらかじめ横浜市食の3Rきら星活動賞表彰懇談会（以下「懇談会」という。）で、専門家の意見を聴くものとする。

(委員会)

第4条 被表彰者を選考するために委員会を置く。

- 2 委員会の委員は、委員長、副委員長及び数名の委員をもって構成する。
- 3 委員長には資源循環局長を、副委員長には事業系廃棄物対策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(懇談会の運営)

第5条 懇談会の運営は、横浜市食の3Rきら星活動賞表彰懇談会運営要綱に定める。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年1回行うものとし、被表彰者には、市長名による表彰状及び記念品等を贈呈する。

(被表彰者の公表)

第7条 被表彰者は、事業者名等を資源循環局のホームページに掲載し公表する。

(事務の所管等)

第8条 本表彰にかかる事務については、事業系廃棄物対策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源循環局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 6 項関係)

委 員 長	資源循環局長
副 委 員 長	事業系廃棄物対策部長
委 員	副局長
	政策調整部長
	総務課長
	政策調整課長
	3 R 推進課長